

2025後期 小型移動式クレーン運転技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 -- <http://www.kyousyu.org> --
 熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻 3858 TEL 048-532-5781
 本部 荒川区東日暮里 6-60-10 日暮里駅前中央ビル 8F TEL 03-5838-6924

(初版 R7.8.22 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、つり上げ荷重が1t以上5t未満(*注参照)の移動式クレーンの運転は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、従事してはいけない事が定められております。

(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第153号)として、表題講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

*注 つり上げ荷重5t以上の移動式クレーンの運転には「移動式クレーン運転士免許」が必要です。

(埼玉局登録第153号 教習機関登録更新予定日：2029年3月30日)

1. 日程、定員など

実施回	1	2	2
日程	10月 1～3日	12月 1～3日	3月 30～4/1日
開催	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所
場所	30名	30名	30名

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	3日	37,400(35,200+2,200)	①クレーン等運転士免許 ②床上操作式クレーン又は玉掛け技能講習修了
B	3日	37,400(35,200+2,200)	①建設機械施工技術検定の一部 ②車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者
C	3日	37,400(35,200+2,200)	クレーン等業務経験(1t未満)6ヶ月以上
D	3日	40,700(38,500+2,200)	未経験者

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。
- 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

*小型移動式クレーン運転技能講習の一部免除を受ける方は、その資格を有することを証明する免許証又は技能講習修了証・特別教育修了証を必ず提示してください。

(写しも添付のこと)

4. 講習科目及び時間 受付 8:00～8:30 講習開始 8:45～

講習科目				時間割例	講習時間	講師	
コース	A	B	C D				
クレーンに関する知識	○	○	○ ○	1日目 8:45～12:00 昼食 12:45～15:55	6時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行	
原動機、電気に関する知識	○	○	○ ○				16:00～17:30
力学に関する知識	/	○	○ ○	2日目 12:45～14:15 8:45～12:00 昼食	1時間30分		
関係法令	○	○	○ ○				14:25～15:25
学科試験	○	○	○ ○	15:30～16:30	1時間		/
合図実技	/	○	/ ○	16:35～17:35	1時間		原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行
運転実技	○	○	○ ○	3日目 8:45～12:00 昼食 12:45～16:00	6時間		
実技試験	○	○	○ ○			16:05～17:05	

*なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。ご了承の程、お願い申し上げます。

*Aコース3日目は、共通合図使用のため、8:45～講習参加となります。

5. 申込方法

①WEB フォーム、②WEB サイトから印刷した予約申込書の FAX③お電話、の何れかの方法にて、お申込ください。折り返し、弊協会より「受講申請書」等を郵送いたします。到着後、必要事項を記入して、写真1枚「縦4cm×横3cm」を貼付し、本人確認書類写しを添えて、ご受講日より前に必着でご返送ください。

- *各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。
- *受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。
- *注意 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

6. その他

- 講義の実施は日本語であり、使用テキストも日本語のみ対応しております。恐れ入りますが、技能講習、特別教育ともに、日本語理解が不十分な方のご受講はお断りさせていただいております。
- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会で受けた複数の技能講習の修了を一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせ下さい。

小型移動式クレーン運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることができる者	免除科目
A	<p>①クレーン運転士、デリック運転士もしくは揚荷装置運転士免許を受けた者</p> <p>②床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>③玉掛け技能講習を修了した者</p>	<p>・力学に関する知識</p> <p>・運転のための合図</p>
B	<p>①建設業法施行令(昭和31年政令273号)第27条の3に規定する建設機械施行技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてショベル系建設操作施工法又は基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者</p> <p>②又は上記検定の、2級の技術検定で、昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種または第6種の種別に該当するものに合格した者</p> <p>③車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者</p>	<p>・原動機、電気に関する知識</p>
C	<p>安衛法施行令第20条第6号もしくは第7号の業務、又は、安衛則第36条第6号もしくは第15号から第17号まで、もしくは第19号の業務(クレーン等の運転及び玉掛けの業務)に6ヶ月以上従事した経験を有する者</p>	<p>・運転のための合図</p>
D	<p>A～Cまでのコースにあてはまらない者</p>	<p>なし</p>

*当協会では、平成6年9月16日 基発第570号 通達による免除規定、「鉦山において、つり上げ荷重5t以上の移動式クレーンの運転業務に1月以上従事した者」に対する免除コースは開催しておりません。通常コースでのご受講となることをご了承ください。